

## 瀬戸内町物品調達等に係る指名競争入札参加資格審査要綱

平成23年2月2日  
告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸内町が発注する物品の調達、修繕、賃貸借若しくは製造の請負又は業務の委託の契約(工事の請負及びこれに附帯する契約を除く。)に係る指名競争入札(以下「入札」という。)に参加することのできる者の資格審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格者)

第2条 前条の指名競争入札に参加できる者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に規定する以外の者で、1年以上引き続き物品の製造、修繕又は売買等に従事した経験を有し、現にその業務を営んでいる者で、資格審査に合格した者でなければならない。ただし、特別の理由により町長が適当と認めた者については、この限りでない。

2 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後2年を経過した者。

(指名競争入札参加資格審査等)

第3条 前条に規定する資格を得ようとする者は、入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めた場合はこの限りでない。

営業概要書(別記第2号様式)

業務経歴書(別記第3号様式)

資格・許可等登録状況一覧表(別記第4号様式)

納税証明書(市町村税、事業税、消費税及び所得税又は法人税に係るもの)

登記簿謄本(法人の場合に限る)

身分証明書(個人の場合に限る)

印鑑証明書

財務諸表(申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書)

その他町長が必要と認める書類

(資格審査及び登録と通知)

第4条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容について審査し、入札参加資格があると認められる者については、入札参加登録者名簿に登録するものとする。また、審査の結果、入札参加資格が得られない者については、その旨通知する。

(入札参加資格の有効期限)

第5条 入札参加資格の有効期限は、前条の規定により登録を受けた日の属する会計年度の4月1日から起算して2年間とする。ただし、町長が別に指定した場合は、この限りでない。

(資格の取消し)

第6条 町長は、資格を得た者のうち、令第167条の4第2項各号に規定する事実があつたと認められる者及び適格性を欠くと認められる者の資格を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により資格を取り消したときは、速やかにその旨を文書でもって取り消された者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。